

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬支払基金
一九九七年七月一八日
右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦紀
弁護士 佐々木 良博
盛岡地方裁判所民事部 御中

準備書面

原告は、平成八年六月二四日付け被告準備書面に対し次のとおり認否する。

一 第一（「被告の行なう診療報酬の審査について」）について

1 第一項（「被告について」）は認める。

2 第二項（「審査委員会について」）については、「審査委員会が各委員の医学的専門知識を踏まえた上、厳正かつ公平な審査が行なわれる体制になっている」との点は不知、その余は認める。

なお、審査委員の選任基準及び選任方法が明確でなく、また本件減点査定の通知において過った減点事由の通知が行なわれていることなどからすると、審査委員会の審査委員の選任、運営、審査業務等が果たして厳正かつ公平な審査を担保し得るものであるかについては疑問がある。

3 第三項（診療報酬請求書の審査の基準について）は認める。

二 第二（「歯周治療用装置と暫間被覆冠について」）について

1 第一項1（「歯周治療用装置の意義」）については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否をすることとする。

なお、（注）1及び（注）2は正しいが、（注）3（「歯槽膿漏症」）の説明は必ずしも正しくない。歯槽膿漏症は、膿が出たり、歯がぐらぐらになることをその要件とするものではない。

また、（注）4も正しくない。歯周治療とは歯槽膿漏症の治療に限るものではなく、歯周疾患（歯周病とも言い、歯肉炎、辺縁性歯周炎〔歯槽膿漏症〕、歯周症、歯周外傷症〔咬合性外傷〕などがある）の治療を意味する。また、P（・）型の説明において歯冠修復や欠損補綴を行なう場合は、「歯肉の状態が改善されていることを検査確認する必要がある」としている点については、歯冠修復や欠損補綴の印象に適する程度にまで歯肉の状態が改善されていることを確認する必要があるという意味においては正しい。

（注）5も正しくない。一般に「被覆冠」とは歯冠補綴物に限られ、暫間被覆冠は含まれない。

（注）6は正しい。

2 第一項2（「歯周治療用装置に関する算定告示及びその運用上の解釈」）は認める。

3 第二項1（「暫間被覆冠の意義」）は認める。但し、これは、用語を統一するためにあえて異議を述べないというに留まる。正確には、「暫間被覆冠」とは「暫間的に支台歯形成を行なった歯に仮着材料を用いて装着する物」をいい「最終的な治療の段階で」使用される被覆冠には限られない。

なお、（注）7は正しいが、（注）8は用語としては正しくない。かかる意味で用いる用語としては、「支台歯形成」の用語が正しい。

4 第二項2（「暫間被覆冠に関する算定告示及びその運用上の解釈」）は認める（（注）9乃至11の説明も正しい）。

5 第三項（「歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて」）は、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

三 第三（「本件減点査定の対象となったいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』について」）について

1 第一項（「A子患者に対する処置について」）について

（1）第一段は認める。

（2）第二段については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

（3）第三段は争う。

なお、（注）12乃至14は正しい。

2 第二項（「B子患者に対する処置について」）について

（1）第一段は認める。

（2）第二段中、一行目から二行目「装着されている。」までは認め、その余については争う。

なお、第二段の趣旨は必ずしも明らかではない。趣旨を明確にして頂くよう求める。

（3）第三段については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

（4）第四段は争う。

なお、（注）15乃至17は正しい。

3 第三項（「C子患者に対する処置について」）については、認める。

4 第四項は争う。

四 第四（「結論」）については争う。